

郷土室だより

第8号

昭和50年3月15日 初刷

平成7年3月31日 2刷(500)

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地 1-1-1

電話 3543-9025

築地地区の蔵屋敷

尾州と芸州の蔵屋敷

安藤 菊二

1 尾張藩の蔵屋敷

現在の築地五丁目の南部過半の地一つまり五丁目四・五・六番地、および東京都中央卸売市場の南部、中央築地郵便局、東京市場駅、市場衛生検査所などのある一画は江戸時代を通じて尾張藩蔵屋敷のあった所

である。この蔵屋敷については、東京市史稿に載せる「尾張藩邸記」によって、その大概を知ることができる。藩邸記によると、尾張蔵屋敷は、江戸初期には南八丁堀にあり、明暦三年（一六五七）の大火に全焼し、築地地区の理立工事が終ると、汐留川に接し、水運の便に富んだ大邸地を代地として与えられた。それゆえ、藩邸の下方の者達は、後になっても、この屋敷を八丁堀屋敷と称していたそうである。

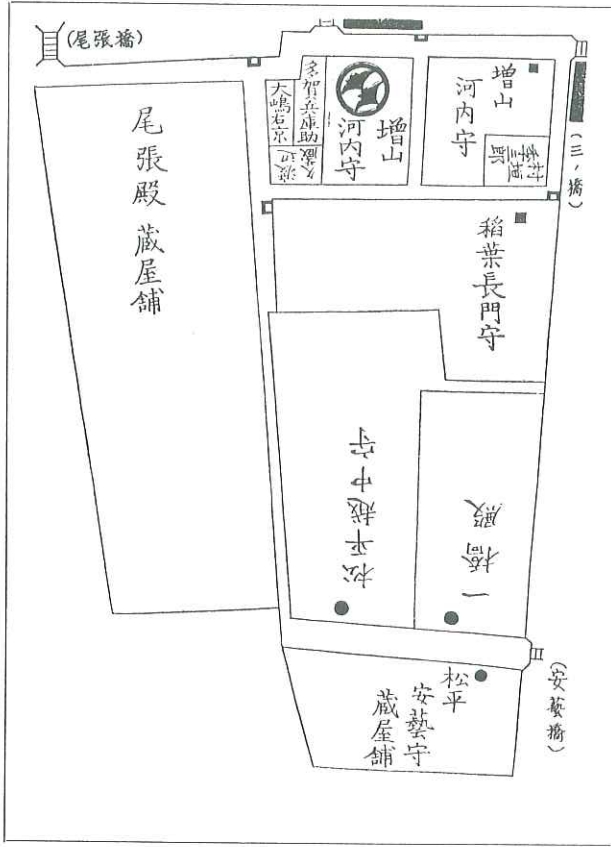
邸地は、宝永四年（一七〇七）に一部を上地し、寛保二年（一七四二）にまた浜通りに増地を受けたりして、最終的には二七、二五八坪ほどの面積となっていた。明治以降の実測図によると、邸内中央部には邸地面積の過半を占める小判型の大池が描かれている。池の南には汐留川と通ずる小渠があって、船の出入に便しており、池の四周には屈曲参差の変化が設けられていないなど、もっぱら実用本意にできているのは、当初から蔵屋敷として築造されていたことを示している。

邸地への連絡路としては、築地川と汐留川の会する処、奥平大膳大夫の本邸脇の往還に出る橋（尾張橋）が架けられた。初めは公儀お懸替の橋であったが、元禄元年（一六八八）からは、尾張家の懸直し橋と改められ、宝永五年（一七〇九）からは隣屋敷の稲葉家でも負担することとなり、稲葉家からも知行高割による費用を拠出することとなった。もっとも、破損修繕の際は尾張家の全額負担であった。

この邸地には、昔は居館もあったが延宝八年（一六八〇）の大風に倒壊してしまつたと伝えている。お茶屋のできたのは寛保元年（一七四一）のことである。

上水道の引けたのは延宝五年（一六七七）のことで、汐留橋際から水を引くので年々水銀（上水使用料）を支払っていた。金額は、知行高六一万九五〇〇石に対し、

1 金港堂版切絵図に描かれた築地五丁目地区



百石につき「八厘六毛六糸六七充」の割で、「銀五三六匁九分」支払月は九月である。

水道普請で入費の懸った時の出金は組合年番の者から言って次第に支払う。こうした慣例であった。元文五年（一七四〇）に築地川添い町ができて享保の頃にはすでに上水を用いておらず、汐留橋際にあった水榭も、延享元年（一七四四）には取払われて埋榭となったが、なお、「上水御出銀」は昔どおりに支払われていた。

井戸 屋敷で上水を使用しなくなったのは、屋敷内の井戸水で間に合ったからである。この井戸水の水質はたいへんよかったため、近所のお旗本の川窪主膳・桜井久太夫・妻木齋宮・有馬次郎兵衛・大嶋織部（本誌前号の地図参照）の邸から、下男が水汲にきたとこのことで、水汲札が渡してあったという。

屋敷畑 屋敷内住居の者が作っている畑が少しばかりある。従来は年貢などは取立てていなかったけれども、寛保二年（一七四二）に新畑を切起した時に、古畑新畑とも、年貢を取ることとした。古畑六七六坪余、この年貢は金壹両、銀四匁四分壹厘。新畑六三〇坪余の年貢は金壹両である。ただし、新畑の内五六坪余は、年貢

三両四分八厘ずつとし、殿の御在府中だけ「鴨打場」に組入れられることになつていた。

蔵 多くの蔵の中に証文蔵が一棟あつて、証文のほか「御太刀御長持」四棹などが収められていた。たいせつな蔵なので、元禄六年（一六九三）から御屋敷奉行と御蔵奉行両役の御預りとなつた。御米蔵は五棟あつた。
三間梁 四拾八間 八戸前
同 廿五間 四戸前
式間半梁 廿五間 五戸前
三間梁 廿四間 五戸前
同 廿四間 四戸前

ほかに、「かけ入」「明俵入」の蔵が一棟あつた。これは長さ二間に横一間五尺の建物である。
蔵といへば、竹腰山城守用の米蔵が一棟、（式間梁、拾間）と、成瀬隼人正用の米蔵が一棟（式間半梁、拾間）があつた。前者は貞享二年（一六八五）に、後者は享保六年（一七二一）にできた蔵である。

この蔵屋敷の、「御屋敷奉行」の下役として、手代二人、定番御足軽一五人、出入御中間五人、御屋敷詰交代御水主の者一四人が配属されていた。水主の内、一人は船頭、二人は掛取、二人は歌役、一人は平であつた。以上が尾張藩邸記に記すところであ

る。水主の中にいる歌役は、何か儀式めく催しのある時、御船唄を歌つたのであろうと思う。

尾敷藩邸は、前記のように、埋立地であるため地盤が軟弱で、安政二年（一八五五）の江戸大地震には、邸内の建物の倒壊がひどく、即死者負傷者も何人か出た。東京市史稿市街篇四四に久世大和守（広周）に提出した被害報告書が載つており、邸内の様子がうかがわれるので、ついでに掲げておいてみることにする。

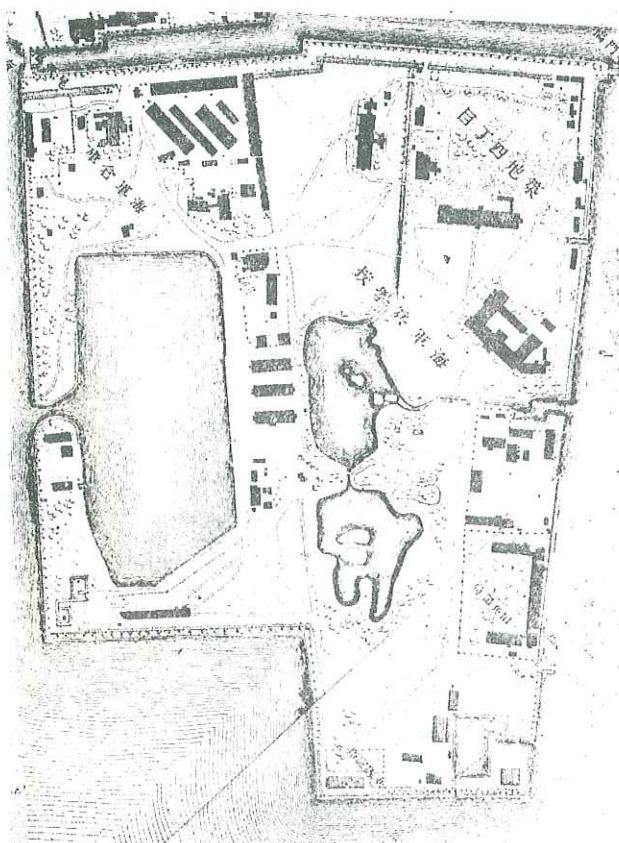
- 木挽町築地浜屋敷
- 一、庭内茶屋玄関 半潰
- 一、同 間合之内半潰 五棟
- 一、同 廊下半潰 一棟
- 一、同 台所半潰 二棟
- 一、土蔵潰 一棟
- 一、半潰 六棟
- 一、長屋半潰 十一棟
- 一、門潰 一ヶ所
- 一、稽古小屋潰 壹ヶ所
- 一、高塀板塀倒 三十七間
- 一、矢来倒 百九間余
- 一、船小屋潰 船共一棟
- 一、船小屋潰 二棟
- 一、辻番所半潰 一ヶ所
- 一、番屋潰 二ヶ所
- 一、同 半潰 二ヶ所、三ヶ所
- 一、物置半潰 二棟

- 一、橋大損 一ヶ所
- 一、橋刎木大損 壹ヶ所
- 一、井戸大損 五ヶ所
- 一、石垣崩 二十八間
- 一、石垣半崩 十間余
- 一、孕 三十八間余

（四谷内藤新宿屋敷、川久保屋敷 蠣殻町屋敷分は省略）
右之通御座候。其外殿中一円大損、并所々小損之分は夥敷、死人怪我人も御座候。（下略）
慶応三年（一八六七）幕府崩壊、明治元年四月江戸城明渡し、とあわただしい時代の変動の中で、八月には旧藩邸その他を公収し改めて賜地貸与をするなどの措置が講ぜられた。築地の尾張藩邸は、鉄砲洲に外国館を建設することに決つたので上地するよう命ぜられた。その節藩邸から提出した替地願に、この蔵屋敷の機能がよく説明されている。

名古屋藩願 辦事宛
今般鉄砲洲外国館取建相成候に付、弊藩築地蔵屋敷の儀上地仕、代り屋敷拝領奉願方可然旨、此程東京府御役所より御導の趣御座候に付、其段国許へ申遣候処、右蔵屋敷の儀は、既に旧臘三屋敷拝領願中の一ヶ所に、就中必要の屋敷に御座候得共、御用地相成候儀は是非も無御座候間

2 明治一六年参謀本部陸軍測量局測量図(部分)



築地の中央御売市場の北東角地、六四一六坪余の地は、

2 松平安芸守蔵屋敷

築地の中央御売市場の北東角地、六四一六坪余の地は、

惣坪数二万八千四百六拾五坪更に差上候様可仕旨申越候。

然れども、右之通蔵屋敷上地仕候上、外に海岸の屋敷も無御座、随て国許運送の諸荷物出入は勿論、米穀木材の置場、其外、国産の品々取捌方にも差支、当惑の次第に御座候間、代り屋敷の義は、芝新銭座森越後守、関伊勢守屋敷を始、右統桜川迄の小

凡同等の坪数に可レ有御座、哉と奉存候間、右の通拝領被_レ仰付候様仕度、依図面一枚相添此段厚可_レ奉願旨、三位中将申付越候。以上。

(東京市史稿市街篇四九)

これによって、蔵屋敷の機能は、江戸にある拝領屋敷の物資保管倉庫であるとともに、国産品の一時的な保管倉庫でもあったことがよくわかる。

尾張藩最大の国産品は瀬戸物であつて、安政三年一月調査による江戸移

入貨物の内、瀬戸物は「尾州様御国産一三万二八〇八俵程」と記録されている。いかに大量の瀬戸物が回漕されてきていたかが知れよう。これらの瀬戸物は、出入りの御用商人の瀬戸物屋が立合い入札を行ない、御用品を納入した上で、その余は引取って売りさばくことになっていった。

瀬戸物は重量貨物である。月に何艘となく尾張から廻船が到着すると、本船からはしけへの積換え作業、蔵屋敷の倉庫への搬入などに大勢の

一頁の絵図に見ることく、松平安芸守の邸地であつた。すなわち、広島藩主浅野家の蔵屋敷の直系で、禄高四二万六千石。幕末の江戸における賜邸は、上屋敷は桜田、中屋敷は赤坂、下屋敷は青山にあり、築地鉄砲洲には蔵屋敷があつた。

人夫を必要としたことは察するに難くない。

浅野家がこの地を拝領したのは、光厳公の時代、万治二年六月のことで、それまで霊岸島にあつた蔵屋敷の替地として受領したのである。

人夫は日雇方用聞の手を通じて集められた。日焼けた屈強な人夫達は、あるいは尾張藩専属の小揚人足のような形で登録されていたかも知れない。築地の波除神社々に存する鉄製の水天桶に「奉納尾州御蔵、小揚」と刻してあるのを見ても、どんなに多くの労働者が尾張藩の恩恵に浴していたかがうかがわれる。

光厳公の父、長兎公の奥方には、家康の三女振姫が嫁していた。光兎は家康の孫に当る。それで、初期のこの邸地には華麗な御守殿が造営されていたそうである。天明頃になった、津村塗庵(文化三・五没)の随筆『譚海』巻一二に、興味深い話が載っている。原文のまま引用すると次の如くである。

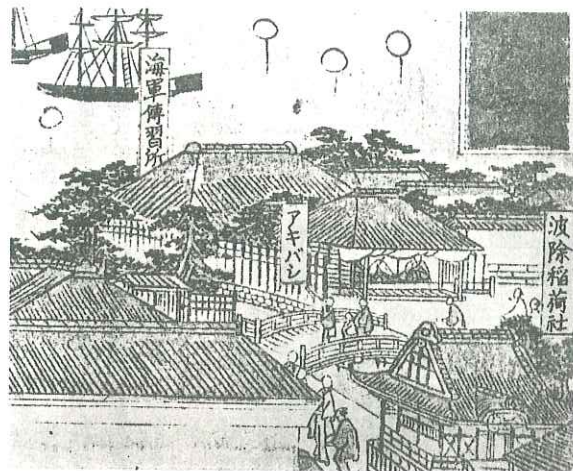
松平安芸守様御先祖奥方、御城より御入輿被成て、御守殿など出来て華麗なる事にありしとぞ。其奥様御願にて殿島の祭祀御覽被成度よしにて、態々宮島の社人、神女等江戸へ召せられ、安芸様築地海辺の御下屋敷にて祭祀興行あり。例の如く何事も劣らず、殿島の祭祀の通りに行れしが、はてがたに御供を神主に奉る時、芸州にていつも神の仕へ給ふか

光兎公の父、長兎公の奥方には、家康の三女振姫が嫁していた。光兎は家康の孫に当る。それで、初期のこの邸地には華麗な御守殿が造営されていたそうである。天明頃になった、津村塗庵(文化三・五没)の随筆『譚海』巻一二に、興味深い話が載っている。原文のまま引用すると次の如くである。

らす也とて、二羽飛来り此神供をふくみて虚空に飛上りて失する事也。此日も其如く神供を奉りけるに、いづこともなく鴉二羽飛来りて、芸州にてある如く、ふくみ去りて、空に飛かけりてうせければ、皆神威の奇特成事をふしぎに沙汰せしとぞ。

幕末、天保三年（一八三二）に、この邸内に巖嶋の神を祀る小祠が建立され、藩儒頼与一元協が命を奉じてその記を作った。その記にゆう。（原漢文）（上略）築地の邸は海水外を繞らし、閘（水門）があつて船を通ずる。本州産の米粟凡百の土物皆廻漕し来つてここに積む。天保壬辰（三年）三月命あつてここに新祠を作った。邸の東側に池があるので、これを広げて海水を引き、池上に壇を作つて祠を建てた。社殿は乾（東北）に面すること巖嶋の本社と同じく、祠外の雲水は天に接し、風帆の往来するさまは、これまた巖嶋の景色とそっくりである。祠を隔ること数十歩の所に、前々から弁財天女を祀る小さなほこらがあり、「巖嶋祠」と呼び慣わしていたのを、今回合せ祀った。社殿の用材は皆国許から取寄せ、藩邸内で造作した。木材吟味役の原田清次郎が監督し、多勢の大工が欣然と事に当つたので、日ならずして功

を竣えた。殿内はもちろん、幣殿・拜殿・ひめ垣・鳥居にいたるまで、金碧を加えず、すべて質素を旨とした。扁額は二面あつて、巖嶋神社、弁財天女と認めてある。従一位前の関白左大臣忠良公の筆である。たゞ



一景筆版画から抄写

またま巖嶋神社の祠官棚倉将監が、用事があつて出府していたので、将監に神迎への儀式を掌らせ、四月朔日の早旦神が、築地の新祠に格られた。日吉は良し、天気も清明、酒饌の奠を設け江戸五所の士女にも望に

まかせて拜謁を許した。皆が喜んでうには、私達は江戸に生れ江戸に育つて、安芸の巖島を知らない。今親しくその神を拜することのできるのには、何とゆう幸せなことであらう。と。今からは、江戸藩邸の人も、故郷の人間

様、巖島の神を拜することができ、遠近の差なく神のみ恵みに浴することができらるであらう。わが公のこの祠を建てられたご内意も亦ここにあつたのであらう。と。頼与一撰文の「築地邸新建巖嶋之記」の末に、撰并書とあるから、碑文は石に刻して建てられたかとも思われるが、建碑の有無はさだかでない。なお、浅野家の江戸蔵については「広島区史」に記すところがある。

参勤交代制によつて藩主は隔年に江戸の生活を送るが、妻子は原則として江戸を離れなかつたから、多数の藩士が定江戸とよばれて、これら江戸藩邸にも勤務していた。築地の蔵屋敷には、広島から海上を船（大廻船という）で運ばれた米穀その他の物資が荷揚げされて、藩邸の消費や売

払いにあてられたが、遠隔のためもあつて、ほとんど多くの物資は江戸で調達されなければならなかつた。これらのため藩邸に出入りした用

聞町人については、諸職人以外に、勘定所用聞、銀方掛屋、才覚金用聞、両替用聞、納戸用聞、献上物用聞、進物方用聞、台所用聞、菓子類用聞、数寄屋用聞茶師、油用聞、紙用聞、作事方用聞、大廻船用聞、日雇方用聞などとよばれる商人らのいたことが明らかで……藩邸づめの藩士らもおもな生活物資の調達はほとんどこれら用聞町人に依存していたようであるが、ともすれば用聞町人と「馴合不正筋有之」といふので、文化七年（一八一〇）以来は、家中の者が「自分用聞江申付買調」えることを禁じて「諸品上より御世話被下」ることに改められている。（同書第三巻）

浅野家の蔵屋敷は、文久三年（一八六三）上地を命ぜられ、九月二日、海軍操練所の増地として御軍艦奉行に開け渡され、維新後、しばらくは新政府の海軍伝習所として使用された。明治二年頃に出版された、一景筆「東京築地鉄砲洲景」という六枚続きの錦画の右端に、アキバシ脇から見た旧邸の建物が描いてある。（挿画参照）